

愛媛大学外国人客員研究員規程

平成16年 4月 1日
規則第 60号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学（以下「本学」という。）において研究活動に従事する外国人の研究者（以下「外国人客員研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 外国人客員研究員となることのできる者は、次の各号に掲げる者で、本学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有するもの又はこれに相当する研究実績を有し、原則、修士若しくは博士の学位を有するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人日本学生支援機構の交流事業に基づく外国人研究者
- (2) 外国の大学、研究所その他の研究機関と本学との交流協定に基づく外国人研究者
- (3) 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- (4) その他本学において適当と認められる外国人研究者

(受入手続等)

第3条 部局の長は、外国人客員研究員を受け入れる場合には、当該部局で選考の上、別紙様式1に研究業績の資料及び所属機関の長の推薦書を添えて学長に申請し、承認を得るものとする。

2 外国人客員研究員は、受入に先立ち、別紙様式2「誓約書 PLEDGE FOR FOREIGN RESEARCH FELLOW」を提出しなければならない。

3 部局の長は、外国人客員研究員の受入れを行ったときは、速やかに別紙様式3にパスポート、在留カード（所持対象者のみ）及び保険証書の写しを添え学長に報告しなければならない。

(受入期間)

第4条 外国人客員研究員の受入期間は、協定等に定められている場合を除き、原則として1月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は、受入期間を更新することができる。

(受入教員)

第5条 部局の長は、外国人客員研究員の受入に当たって、当該部局の教員の中から受入教員を定めるものとする。

(受入事項の変更等)

第6条 外国人客員研究員の受入期間の更新、受入事項の変更及び研究の中止（以下「受入事項の変更等」という。）については、部局の長が決定し、別紙様式4により報告するものとする。

(外国人客員研究員証)

第7条 外国人客員研究員には、外国人客員研究員証（別紙様式5）を交付できるものとする。

る。

(施設等の使用)

第8条 外国人客員研究員には、本学の教育研究等に支障のない範囲で、研究活動に必要な本学の施設、設備等を使用させることができる。

(待遇等)

第9条 外国人客員研究員には、本学としては、給与、渡航費、滞在費その他研究活動に要する経費は、原則として支給しない。ただし、部局の長が必要と認めた場合は、渡航費、滞在費その他研究活動に要する経費の全部又は一部を寄附金等により支給することができる。

2 外国人客員研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(保険)

第10条 外国人客員研究員は、滞在期間中の危険を十分補償する海外旅行傷害保険、国民健康保険、賠償責任保険等に加入しなければならない。

(外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れ)

第11条 外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れについては、この規程に定める外国人客員研究員に準じて取り扱うものとする。

(研究終了証明書)

第12条 部局の長は、外国人客員研究員の受入れを終了したときは、速やかに様式3により学長に報告しなければならない。

2 当該研究員が希望するときは、別紙様式6の外国人客員研究員研究終了証明書を交付するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、外国人客員研究員に関し必要な事項は、各部局で別に定めるものとする。附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月17日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。